

交第5号議案

横浜市貸切旅客自動車条例の一部改正

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正する条例

横浜市貸切旅客自動車条例（昭和40年3月横浜市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

貸切自動車の運賃は、別表第1に掲げる時間制運賃及びキロ制運賃の額を合計した額の範囲内において交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

2 貸切自動車の料金は、別表第2に掲げる料金の額の範囲内において管理者が定める。

第2条第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条の2中「10円」を「1円」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条第1項）

運賃の種類			運賃の額	
			大型車	38,400 円

時間制運賃	3時間まで	1車につき	中型車	32,400
			小型車	27,800
	3時間を超える時間	1車1時間につき	大型車	7,680
			中型車	6,480
			小型車	5,560
	キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	大型車	170
中型車			150	
小型車			120	

(備考)

- 1 時間制運賃における時間は、回送の時間を含む出庫から帰庫までの時間（以下「走行時間」という。）をいう。
- 2 キロ制運賃における距離は、回送の距離を含む出庫から帰庫までの距離（以下「走行距離」という。）をいう。

別表第2（第2条第2項）

料 金 の 種 類			料 金 の 額
交替運転者	時間制料金	1車1時間につき	円
			3,080

配置料金	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40
深夜早朝運行料金			時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額を合計した額の2割
特殊車両割増料金			運賃の5割

（備考）

- 1 交替運転者配置料金は、走行時間並びに出庫前及び帰庫後の点呼及び点検時間を合計した時間（以下「運行時間」という。）に応じた時間制料金並びに走行距離に応じたキロ制料金の額を合計した額とする。
- 2 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に運行時間が含まれた場合における当該運行時間に応じた料金とする。
- 3 特殊車両割増料金は、特殊な設備を有し、及び高額な車両で、管理者が定めるものにより運行する場合における料金とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市貸切旅客自動車条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する運行に係る運賃及び料金について適用し、施行日の前日までに開始した運行に係る運賃及び料金（宿泊待機料金を除く。）につい

ては、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日までに開始した運行に引き続く宿泊に係るこの条例による改正前の横浜市貸切旅客自動車条例の規定に基づく宿泊待機料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

貸切旅客自動車の運賃及び料金を改定するため、横浜市貸切旅客自動車条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市貸切旅客自動車条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（運賃及び料金）

第2条 貸切自動車の運賃は、別表第1に掲げる時間制運賃及びキロ制運賃の額を合計した額の範囲内において交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

運賃の種類			運賃の額	
時間制運賃	2時間以内の場合	1車につき	大型車	25,070
			中型車	21,160
			小型車	18,170
	2時間を超え12時間以内の場合	1車1時間につき	大型車	12,530
			中型車	10,580
			小型車	9,080
100キロメートル以内の部分	1車1キロメートルにつき	大型車	660	
		中型車	570	

キロ制運賃	100キロメートルを超え 300キロメートル以内の 部分	1車1キロメートルに つき	小型車	480
			大型車	540
			中型車	480
	300キロメートルを超え る部分	1車1キロメートルに つき	小型車	370
			大型車	390
			中型車	340
			小型車	290

- 2 貸切自動車の料金は、別表第2に掲げる料金の額の範囲内において貸切自動車の料金（次項に規定する料金を除く。）は、次に掲げる料金の額の範囲内において管理者が定める。

料 金 の 種 類		料 金 の 額
時 間 待 機 料 金	1車1時間につき	円 6,000
宿 泊 待 機 料 金	1車1泊（15時間以内）につき	26,000
深 夜 早 朝 運 送 料 金	深夜早朝運送（午後10時から午前5時までの運送をいう。）1車1時間につき	3,000
		大型車 350

空車回送料	回送距離が20キロメートルを超える場合	20キロメートルを超え100キロメートル以内の部分1車1キロメートルにつき	中型車	300
			小型車	230
		100キロメートルを超える部分1車1キロメートルにつき	大型車	330
			中型車	240
			小型車	170
航送料		フェリーボートを利用した場合の航送に要する時間1車1時間につき	6,000	

3 管理者は、必要があると認めるときは、指定経路による特定地域間の運送について、前2項に規定する運賃及び料金を基礎とし

て算定する行先別運賃及び行先別料金を定めることができる。

$\frac{3}{4}$ 前2項に規定する運賃及び料金の適用並びにその計算方法は、
 $\frac{4}{4}$ 前3項管理者が定める。

(運賃及び料金の加算)

第3条の2 運賃及び料金として、前2条の規定により算定した運賃及び料金の額のほか、その合計額に0.08を乗じて得た額を加算する。この場合において、加算して得た額に $\frac{1}{10}$ 円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

別表第1 (第2条第1項)

運賃の種類			運賃の額	
			大型車	円 38,400

交第5号

時間制運賃	3時間まで	1車につき	中型車	32,400
			小型車	27,800
	3時間を超える時間	1車1時間につき	大型車	7,680
			中型車	6,480
			小型車	5,560
			大型車	170
キロ制運賃	1車1キロメートルにつき	中型車	150	
		小型車	120	

(備考)

- 1 時間制運賃における時間は、回送の時間を含む出庫から帰庫までの時間（以下「走行時間」という。）をいう。
- 2 キロ制運賃における距離は、回送の距離を含む出庫から帰庫までの距離（以下「走行距離」という。）をいう。

別表第2（第2条第2項）

料 金 の 種 類			料 金 の 額
交替運転者 配置料金	時間制料金	1車1時間につき	円 3,080
	キロ制料金	1車1キロメートルにつき	40

深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金（時間制料金に限る。）の額を合計した額の2割
特殊車両割増料金	運賃の5割

（備考）

- 1 交替運転者配置料金は、走行時間並びに出庫前及び帰庫後の点呼及び点検時間を合計した時間（以下「運行時間」という。）に応じた時間制料金並びに走行距離に応じたキロ制料金の額を合計した額とする。
 - 2 深夜早朝運行料金は、午後10時から午前5時までの間に運行時間が含まれた場合における当該運行時間に応じた料金とする。
 - 3 特殊車両割増料金は、特殊な設備を有し、及び高額な車両で、管理者が定めるものにより運行する場合における料金とする。
-